

令和4年度 東京都入札監視委員会

第3回 制度部会

- 日時：令和5年1月25日（水） 午前10時00分から
- 会場：東京都庁第一本庁舎北塔33階 特別会議室N1
(※上記会議室を拠点としたオンライン会議)

○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 議事
 - (1) 民間の技術を活用した契約方式について
(E C I 方式について) 資料1
 - (2) 総合評価方式における環境配慮の取組について
(総合評価方式における環境配慮の取組の拡充について) 資料2
- 6 閉会

令和4年度東京都入札監視委員会 第3回制度部会

出席者

部会構成員

(敬称略)

部会長	東京大学大学院工学系研究科教授	堀田昌英
委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科准教授	斉藤徹史
委員	(元)品川リフラクトリーズ(株) 代表取締役副社長	仲田裕一
委員	弁護士	原澤敦美

都側職員

財務局 経理部長	五十嵐律
財務局 契約調整担当部長	前山琢也
財務局 経理部 契約調整担当課長	臼田多郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	高柳睦夫
財務局 経理部 契約第一課長	永島勝明

背景

- ✓ 通常、設計の実施後に、それに基づく工事の積算と予定価格の作成が行われたうえで、工事を調達
- ✓ 近年、これまでにない厳しい条件下で高度な技術が必要とされる工事が増加
- ✓ 従来方式のみでは効率的で効果的な調達が困難となってきた

品確法の改正

- ✓ 平成26年6月に公布された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」
- ✓ 仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」が新たに規定された

ECI方式の概要

- ✓ 優先交渉権者と技術協力業務の契約締結後、発注者と優先交渉権者との間で締結する基本協定に基づき価格等の交渉を実施し交渉成立の場合に工事契約を締結

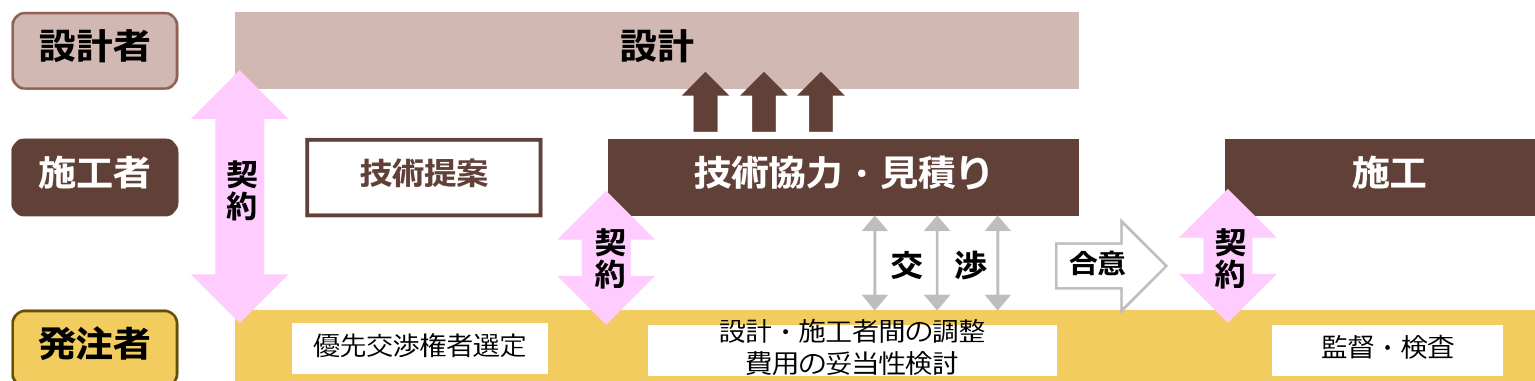


図 ECI方式（技術協力・施工タイプ）における契約形態イメージ

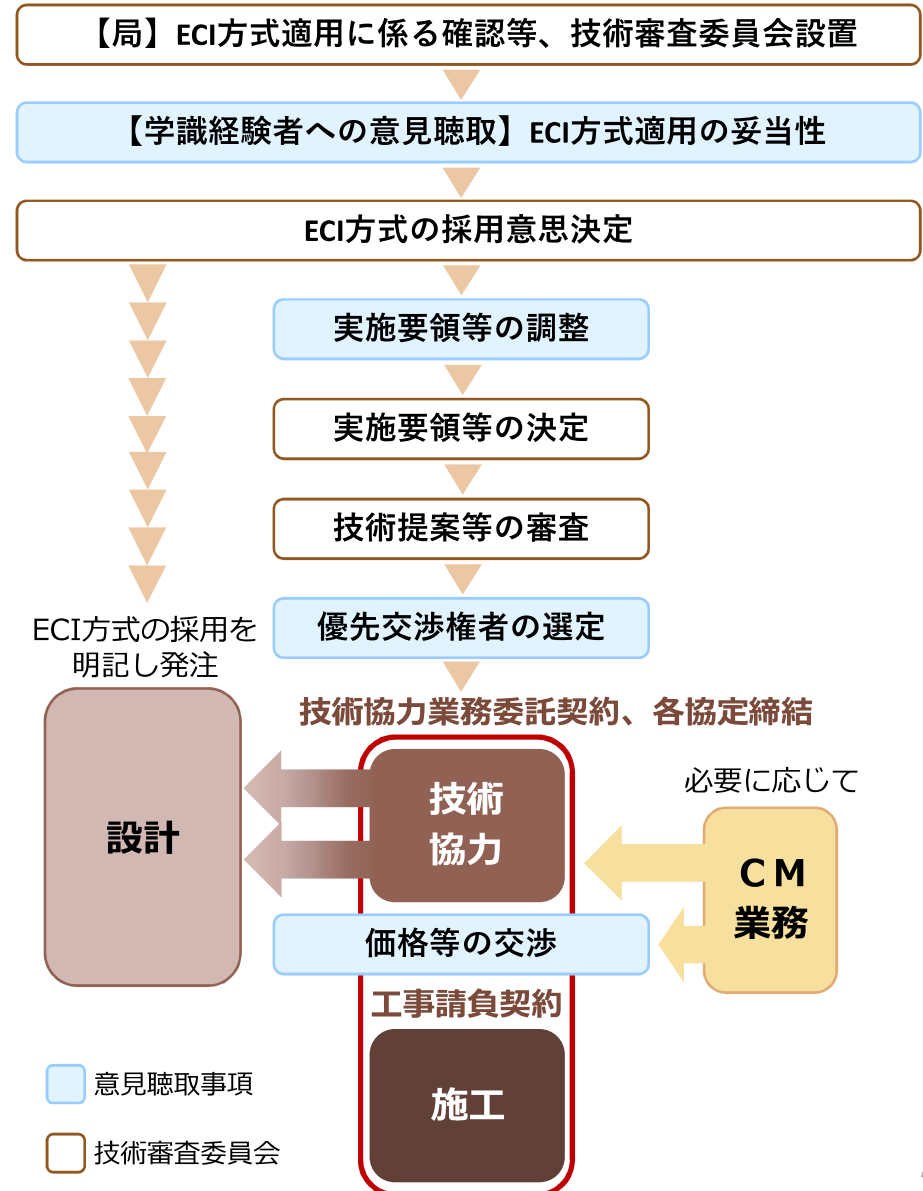
E C I 方式について

E C I 方式試行要綱（案）

- ✓ 最適な事業者を特定するために必要な手続の基本的な事項を定めたもの
- ✓ 「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」の考え方に準じて作成

主な項目	主な内容
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者が最適な仕様を設定できない工事 ・仕様の前提となる条件の確定が困難な工事
選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式による選定を基本
実施要領	<ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとに定める ・記載すべき事項（評価基準、参考額等）
意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・「公表前」「技術審査段階」「価格等の交渉段階」の各段階において複数の学識経験者に意見を聴取
基本協定	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する優先交渉権者との協定 ・記載例を示す
設計協力協定	<ul style="list-style-type: none"> ・優先交渉権者の提案を反映させた設計成果の完成に向けた発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整及び協力に関する協定 ・記載例を示す
契約後の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力業務及び工事契約後に公表する事項（選定経緯や交渉過程等）

手続の大まかなフロー（案）



ECI方式について

制度設計における課題と対応の考え方

- ✓ ECI方式の導入に先立って、各社独自の高度で専門的なノウハウ・工法等の活用が必要かどうか、制度を適用する効果をあらかじめ見極めることが必要
- ✓ また、WTO案件については特例政令に定められた要件を満たしている場合に限り適用が可能

【地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令】

第十一条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

- 一 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

（二 以降略）

➡ 事前に調査及び効果検証等を行い、外部の学識経験者等の意見を踏まえ、適用の是非を判断

- ✓ 設計受託者と優先交渉権者の双方で設計行為を進めるとなると、責任分担の明確化が必要

➡ 設計における三者の役割とリスク分担を明確化して設計図書や三者協定等に記載

- ✓ 技術協力業務と工事についてはいずれも優先交渉権者と特命随意契約を結ぶ方式であるため、手続における透明性の確保が必要

➡ 発注者の説明責任を適切に果たすため、技術提案の審査の結果及びその過程並びに交渉の過程について、その概要を契約締結後速やかに公表

脱炭素化に向けた都の計画等

- 令和 3 年…「2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減」「再エネ電力の利用割合を50%まで高めていく」（ダボス会議、知事表明）
「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」（2050年CO2排出実質ゼロに向けた取組）
- 令和 4 年…「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速」（2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比））

総合評価方式での社会性の評価

工事及び設計等委託における総合評価方式において、
「環境への配慮実績」の評価対象を拡充

【現在】

とうきょう森づくり貢献認証制度（森づくり活動の実施、多摩産材の利用）による認定取得をもって加点

【今後の考え方】

脱炭素化へ向けた取組等も評価の対象とするよう
制度を拡充

（例）東京都技術実績評価型の場合

評価項目		満点	
価格点		30点	
技術点		30点	
企業の技術力		28点	
企業の信頼性・社会性	事故・不誠実な行為	-3点	
	地域の実績、災害協定等	2点	
	環境への配慮実績	0.5点	0.5点
	雇用・就業への配慮実績	0.5点	
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	0.5点	
	女性活躍推進（えるぼし認定、行動計画策定等）	0.5点	
都内中小企業とのJV結成	1点		

評価する認定制度について

以下の2つの制度における認定をもって、環境配慮の実績における加点評価の対象に追加

- ① **SBT (Science Based Targets)** …パリ協定が求める水準と整合した企業が設定する温室効果ガス排出削減目標を認定機関※が認めたもの
- ② **エコ・ファースト制度**…企業が地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など自らの環境保全に関する取組を約束し、環境大臣が認定するもの

※認定機関…SBTi (WWF、CDP、世界資源研究所、国連グローバル・コンパクトによる共同イニシアティブの体制をとって運営)